

# 高知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成27年1月

(令和2年3月改訂)

高 知 県

## 目 次

第1章	基本的事項	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	その他基本的事項	2
(1)	計画期間	2
(2)	処分期間等	2
(3)	計画の対象	2
(4)	計画の見直し	3
(5)	計画の実施	3
第2章	P C B 廃棄物の保管量、使用量及び処分量の見込み	4
第1	P C B 廃棄物の保管量	4
第2	P C B 使用製品の量	5
第3	P C B 廃棄物の処分量の見込み	6
第3章	P C B 廃棄物の処理体制に関する事項	7
第1	処理体制の整備	7
第2	広域的な処理体制の確保	7
(1)	広域調整協議会の設置	7
(2)	高知県におけるP C B 廃棄物の処理	7
(3)	安全かつ効率的な収集運搬体制の確保	8
(4)	収集運搬時における緊急連絡体制	8
第4章	P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	10
第1	計画的な処理及び円滑な収集運搬	10
第2	適正処理のための監視、指導等	10
第3	県民及び事業者の理解を深めるための方策	10
第4	関係者の役割	10
(1)	保管事業者及び使用事業者	10
(2)	収集運搬業者等	11
第5	P C B 廃棄物の処理費用負担の軽減措置等	11
第5章	その他	13
第1	低濃度P C B 廃棄物について	13
第2	P C B が使用された部品を含む廃家電製品について	13
参考	用語の解説	14

## 第1章 基本的事項

### 第1 計画策定の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定しており、電気絶縁性が良く、沸点が高く不燃性であるなどの特性を有する物質であることから、熱媒体、トランス、コンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い用途で使用されてきました。

しかし、昭和43年に食用油の製造過程においてPCBが混入し、多くの人の健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きたことを契機に、その毒性や残留性が大きく社会問題化し、環境汚染や人体への影響が指摘されるようになりました。昭和47年以降はその製造が中止され、昭和49年6月からは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）により、その製造、輸入等が事実上禁止されています。

一方、国内での高圧トランスや高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の処理については、処理体制の整備が進まなかったことから、長期にわたり事業者によって保管が行われてきましたが、保管中にPCB廃棄物の紛失や漏洩等が発生し、その処理体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を進めることが求められてきました。

このような状況下にあって、国は平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）を制定し、国及び地方公共団体をはじめ、PCBが使用されている製品を製造した者等の責務を定めるとともに、PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）に対しては、毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出を行うことや自らの責任において確実かつ適正に処理することなどを定めました。

その後、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用してPCB廃棄物の処理施設の整備に着手し、平成16年の北九州事業所をはじめ、外4箇所による処理が始まりました。しかし、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの処理の完了が困難な状況となりました。保管事業者は政令で定める期間内の自ら処分又は処分委託などが義務づけられ、この期間はPCB特別措置法の施行の日から起算して15年と規定されていましたが、PCB特別措置法の施行後、微量のPCBに汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことなどから、平成24年12月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」（平成13年政令第215号。以下「施行令」という。）が改正され、その期間は令和9年3月31日までとされました。

一方、PCB特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランス等から微量PCBが検出されたことを受け、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量PCBに汚染された廃棄物が追加されました。その後、PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃棄物についても無害化処理認定制度の対象に追加され、平成25年2月から処理されています。さらに、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめ

めとする可燃性の汚染物等についてはPCB濃度が5,000mg/kgから100,000mg/kg程度のもも存在し、こうした汚染物等が大量に発生する事案があることなどから、可燃性の汚染物等の処理体制の構築に向けた焼却実証試験の結果を踏まえ、令和元年12月にこれらの汚染物等が無害化処理認定制度の対象に追加されました。

PCB廃棄物は、これまでの取組により、PCB特別措置法の制定以降、大きく処理が進んだといえます。しかし、PCB廃棄物の処理完了に向けては、まだ道半ばであり、今後、一日も早い処理の完了に向け、PCB廃棄物の保管事業者、PCBを製造した者及びPCBが使用されている製品を製造した者、国、都道府県及び市町村が、この問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たさなければなりません。

高知県PCB廃棄物処理計画は、このような認識の下、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものです。

## 第2 その他基本的事項

### (1) 計画期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、令和9年3月までとします。

### (2) 処分期間等

PCB廃棄物及びPCB使用製品のうち、JESCO北九州事業所の処理対象となる高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品については、PCB特別措置法に定める計画的処理完了期限を確実に達成するため、処分期間内に処分又は廃棄しなければならないこととされています（処分期間の末日から起算して1年を経過した日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する場合を除く。）。

処分期間は、高圧トランス・コンデンサ等については平成30年3月31日まで（計画的処理完了期限：平成31年3月31日まで）、安定器等・汚染物については令和3年3月31日まで（計画的処理完了期限：令和4年3月31日まで）とされています。

また、低濃度PCB廃棄物については、令和9年3月31日までに処理を終える必要があります。

### (3) 計画の対象

この計画の対象は、高知県内で保管されているPCB特別措置法第2条第1項（注1）に規定するPCB廃棄物及び同条第3項（注2）に規定するPCB使用製品とします。

#### 注1）PCB特別措置法第2条第1項

この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

注2) P C B特別措置法第2条第3項

この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(4) 計画の見直し

この計画は、国のP C B廃棄物処理基本計画の見直しやP C B廃棄物の処分見込量の変動など、高知県のP C B廃棄物処理を取り巻く環境に大きな変化や影響を及ぼす場合には、必要に応じて見直しを行います。

(5) 計画の実施

この計画は、P C B特別措置法の規定により、高知県が策定するものです。

P C B廃棄物は、廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物に位置付けられており、P C B特別措置法に定めがないときは、廃棄物処理法の規定が適用されます。

高知市は、その区域内の産業廃棄物に関する指導、許認可について高知県と同等の権限を有していますので、高知県と高知市はこの計画で定める各施策について、相互に連携、協力し、確実かつ適正なP C B廃棄物の処理を推進していきます。

## 第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分量の見込み

### 第1 PCB廃棄物の保管量

保管事業者は、PCB特別措置法に基づき、前年度に保管及び処分したPCB廃棄物の状況を毎年6月末までに高知県知事（保管場所が高知市内にある場合は、高知市長）に届出をすることが義務付けられています。

高知県内の保管事業者から高知市と高知県に届出のあったPCB廃棄物の種類別の事業場数と保管量は下表のとおりです。

<表1 PCB廃棄物の保管量> 平成31年3月31日現在

廃棄物の種類	単位	高知市		高知市を除く市町村		高知県全体	
		事業場数	保管量	事業場数	保管量	事業場数	保管量
変圧器(トランス)	台	43	134	32	73	75	207
コンデンサ(3kg以上)	台	18	46	14	16	32	62
コンデンサ(3kg未満)	台	4	7	2	2	6	9
柱上変圧器(柱上トランス)	台	1	1	0	0	1	1
安定器	台	8	155	7	46	15	201
その他PCBを含む油	kg	8	1,989	4	256	12	2,245
感圧複写紙	kg	1	2,235	0	0	1	2,235
ウエス	kg	3	383	3	44	6	427
OFケーブル	kg	0	0	0	0	0	0
汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
塗膜	kg	0	0	1	3	1	3
その他の電気機械器具	台	11	61	57	169	68	230
その他	kg	2	16	7	681	9	697

注1) 「PCB」、「PCBを含む油」、「紙」、「ウエス」、「汚泥」については1リットル＝1kgに換算した。

注2) 「その他電気機械器具」とは、誘導電圧調整器、遮断器、開閉器などの機器である。

注3) 「その他」とは、各廃棄物の種類に該当しないものであり、PCBが付着した容器や部材、部品などのPCB汚染物である。

## 第2 PCB使用製品の量

PCB使用製品の届出も事業者に求めており、届出のあったPCB使用製品の種類と事業場数は、下表のとおりです。

<表2 PCB使用製品の量> 平成31年3月31日現在

廃棄物の種類	単位	高知市		高知市を除く市町村		高知県全体	
		事業場数	保管量	事業場数	保管量	事業場数	保管量
変圧器(トランス)	台	22	84	12	30	34	114
コンデンサ(3kg以上)	台	4	8	1	1	5	9
コンデンサ(3kg未満)	台	1	7	0	0	1	7
柱上変圧器(柱上トランス)	台	0	0	0	0	0	0
安定器	台	2	3	1	12	3	15
その他PCBを含む油	kg	1	0.01	0	0	1	0.01
感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0
ウエス	kg	0	0	0	0	0	0
OFケーブル	kg	0	0	0	0	0	0
汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
塗膜	kg	0	0	0	0	0	0
その他の電気機械器具	台	5	9	25	109	30	118
その他	kg	2	753	1	0.5	3	754

注1)「PCB」、「PCBを含む油」、「紙」、「ウエス」、「汚泥」については1リットル=1kgに換算した。

注2)「その他電気機械器具」とは、誘導電圧調整器、遮断器、開閉器などの機器である。

注3)「その他」とは、各廃棄物の種類に該当しないものであり、PCBが付着した容器や部材、部品などのPCB汚染物である。

### 第3 PCB廃棄物の処分量の見込み

PCB廃棄物の種類別の処分量の見込みについては、下表のとおりです。

処分量の見込みは、現在、保管中のPCB廃棄物に、今後PCB廃棄物となるPCB使用製品の使用量を加えた数量としています。

<表3 PCB廃棄物の処分量の見込み> 平成31年3月31日現在

廃棄物の種類	単位	高知市	高知市を除く市町村	高知県全体
		処分量	処分量	処分量
変圧器(トランス)	台	218	103	321
コンデンサ(3kg以上)	台	54	17	71
コンデンサ(3kg未満)	台	14	2	16
柱上変圧器(柱上トランス)	台	1	0	1
安定器	台	158	58	216
その他PCBを含む油	kg	1,989	256	2,245
感圧複写紙	kg	2,235	0	2,235
ウエス	kg	383	44	427
OFケーブル	kg	0	0	0
汚泥	kg	0	0	0
塗膜	kg	0	3	3
その他の電気機械器具	台	70	278	348
その他	kg	769	682	1,451

注1) 「PCB」、「PCBを含む油」、「紙」、「ウエス」、「汚泥」については 1リットル=1kgに換算した。

注2) 「その他電気機械器具」とは、誘導電圧調整器、遮断器、開閉器などの機器である。

注3) 「その他」とは、各廃棄物の種類に該当しないものであり、PCBが付着した容器や部材、部品などのPCB汚染物である。

注4) 「事業場数」は、保管事業者数と使用中事業者数の延べ数を計上しています。

### 第3章 PCB廃棄物の処理体制に関する事項

#### 第1 処理体制の整備

国が策定したPCB廃棄物処理基本計画に基づき、拠点的広域処理施設が全国5箇所に設置され、北九州市に設置されたJESCO北九州事業所（以下「北九州事業所」という。）は、本県を含む岡山県以西の17県内で保管されている高濃度PCB廃棄物に加え、近畿、東海、南関東地域（14都府県）の一部のPCB廃棄物を処分することになっています。

＜表4 北九州事業所における処理施設の概要＞

事業者名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
施設名	北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設	
設置場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目	
処理対象物	大型変圧器・コンデンサー等	安定器及び汚染物等
処理能力	1.5トン/日（PCB分解量）	10.4トン/日（安定器及び汚染物等量）
計画的処理完了期限	平成31年3月31日	令和4年3月31日
事業終了準備期間	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

#### 第2 広域的な処理体制の確保

##### (1) 広域調整協議会の設置

北九州事業所の処理施設では、岡山県以西の17県及び大阪事業所・豊田事業所管内で保管されている高濃度PCB廃棄物が処理されることから、広域的な処理体制の確保が重要であり、関係者が密接な連携を図って、十分な協議や調整を行う必要があります。

このため、平成14年8月に北九州事業所における高濃度PCB廃棄物処理について、安全の確保及び運搬調整を図るため、関係自治体及びJESCOで組織する「北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域調整協議会」（以下「北九州広域調整協議会」という。）を設置し、関係自治体が策定したPCB廃棄物処理計画との調整を行うとともに、各県の保管量や地域特性を踏まえた搬入量や搬入時期、進行管理などについて協議、調整を行っています。

関係県市は、北九州広域調整協議会で決定した調整事項に基づき、保管事業者等に対して統一的な指導を行うことにより、計画的な広域処理を推進します。

##### (2) 高知県におけるPCB廃棄物の処理

事業者に対して未処理のPCB廃棄物及びPCB使用製品の保有状況を確認するため、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めるとともに、

これらの取組においては、国・地方産業保安監督部、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するものとする。さらに、処理完了期限までにJESCO等への処理委託が行われるよう、必要な指導等を行うものとする。

### (3) 安全かつ効率的な収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の収集運搬を安全かつ効率的に進めるためには、保管場所から処理施設までの安全な収集運搬体制の確立が重要であることから、国においては、PCB廃棄物の収集運搬にかかる技術的方法及び留意事項を示した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(平成16年3月策定、平成23年8月改訂)及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(令和元年12月策定)(以下「運搬ガイドライン等」という。)を策定しました。

北九州事業所の処理施設への収集運搬にあたっては、処理対象地域が広く、海上輸送を伴う収集運搬も想定されるため、より安全な収集運搬が必要であるとともに、決められた期間内に適正に処分する必要があることから、効率的な収集運搬体制の構築も求められます。

北九州事業所への収集運搬体制については、国が策定した運搬ガイドライン等の遵守を基本として、北九州広域調整協議会で運搬手段や運搬経路、緊急時の連絡体制等について十分な協議、調整を行い、安全かつ効率的な広域収集運搬を推進します。

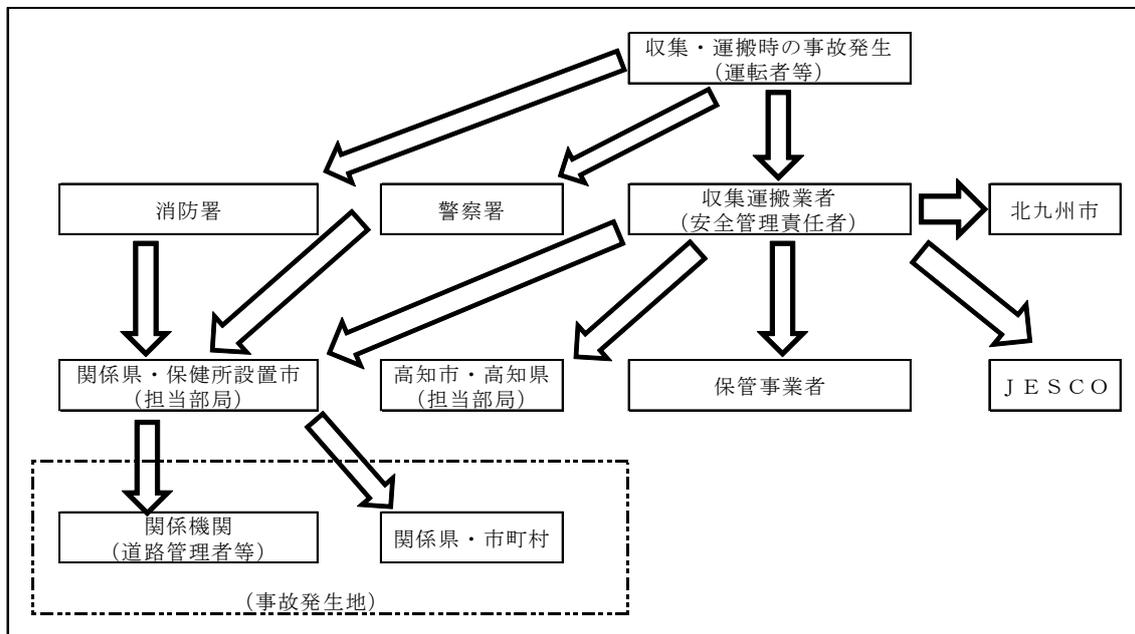
### (4) 収集運搬時における緊急連絡体制

PCB廃棄物の収集運搬時に事故等が発生した場合、PCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び自ら収集運搬を行う保管事業者(以下「収集運搬業者等」という。)は、速やかに関係機関に通報し、その被害及び影響を最小限とするための応急措置を講じるとともに、通報を受けた事故発生地の関係区市は、速やかに道路管理者をはじめとする関係機関に連絡を行い、生活環境の保全上に支障が生ずることのないよう、適切に対処しなければなりません。

また、収集運搬業者等に対しては、被害や環境汚染の未然防止策を講じ、速やかに対応ができる連絡体制をあらかじめ整備するよう、指導を徹底し、北九州広域調整協議会と連携して、広域における緊急時連絡体制を整備します。

緊急時連絡体制の概要は下表のとおりです。

<表5 高濃度PCB廃棄物収集運搬時における緊急時連絡体制の概要>



- ①運転者等は、消防署、警察署及び安全管理責任者に通報する。
- ②通報を受けた安全管理責任者は、予め定められた緊急連絡網に基づき、事故発生地の関係縣市、高知市若しくは高知県の担当部局、保管事業者、北九州市及びJESCO等の関係者に連絡する。
- ③通報を受けた事故発生地の関係縣市は、道路管理者等をはじめとする関係機関及び関係市町村に連絡を行い、事故の概要を他の16県及び北九州市に連絡する。

## 第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

### 第1 計画的な処理及び円滑な収集運搬

高知県の地理的特性から、保管場所は広範囲に分布し、中山間地域に位置する事例も少なくなく、長距離輸送や狭隘な道路の運行を想定した安全で効率的な収集運搬が必要であることから、北九州広域調整協議会、JESCOと連携を図り、県内で保管しているPCB廃棄物の効率的な搬出を進めていきます。

また、高知県内のPCB廃棄物の収集運搬にあっては、保管事業者におけるPCB廃棄物の保管量や規模、保管場所の所在地等を考慮した回収・搬出ルートを決定し、保管事業者の経済的負担にも配慮した収集運搬計画を作成する必要があります。

こうした点を踏まえて、円滑なPCB廃棄物の収集運搬の推進を目指して、PCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者と調整を行っていきます。

### 第2 適正処理のための監視、指導等

PCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物として、処理するまでの間、漏洩や飛散等により生活環境の保全に支障を来さないよう、「特別管理産業廃棄物保管基準」（以下「保管基準」という。）に従った適正な保管が求められます。

このため、保管事業場での保管にあっては、保管事業者には保管基準の遵守を周知徹底していくとともに、適宜、立入検査を行い、保管状況を確認し、適切な指導を行います。

また、不法投棄や不適正処理が発生した場合には、廃棄物処理法やPCB特別措置法に基づく厳正な対処を行います。

### 第3 県民及び事業者の理解を深めるための方策

高知県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進については、広く県民や事業者の理解と協力を得て行うことが必要であることから、高知県内のPCB廃棄物の保管事業者及び保管状況、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、その他PCB廃棄物に関する情報等は、ホームページをはじめとする広報媒体を活用して、積極的に情報公開します。

また、保管事業者等に対しては、PCB廃棄物の適正な保管及び収集運搬に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報や北九州事業所での処理に関する情報等について、説明会の開催等により、的確に情報提供します。

### 第4 関係者の役割

#### (1) 保管事業者及び使用事業者

保管事業者は、高濃度PCB廃棄物については、PCB廃棄物処理基本計画（環境省）に基づき廃棄物の種類ごとに、処分期間内に自らの責任において確実かつ適正にPCB廃棄物を処理しなければなりません。

また、低濃度PCB廃棄物については、高知県PCB廃棄物処理計画（高知県）に基づき、処理期限である令和9年3月31日までに、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければなりません。

また、P C B廃棄物を処理するまでの間、保管基準に従い、P C B廃棄物を適正に保管するとともに、前年度におけるP C B廃棄物の保管及び処分の状況を、毎年6月末までに高知県知事（保管場所が高知市内にある場合は、高知市長）に届け出ることが義務付けられています。

## (2) 収集運搬業者等

収集運搬業者等は、廃棄物処理法に定める収集運搬の基準や保管基準、運搬ガイドライン等を十分理解し、各種法令を遵守しなければなりません。

また、北九州事業所への搬入に際しては、保管事業者、J E S C Oと十分な連絡調整を行い、計画的な収集運搬に努めるとともに、北九州市が策定した「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」及び「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱」、並びにJ E S C Oの定める受入基準を遵守し、安全な収集運搬を行う必要があります。

## 第5 P C B廃棄物の処理費用負担の軽減措置等

P C B廃棄物の処理については、P C B特別措置法第3条の規定により、「事業者は、そのP C B廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。」と定められています。

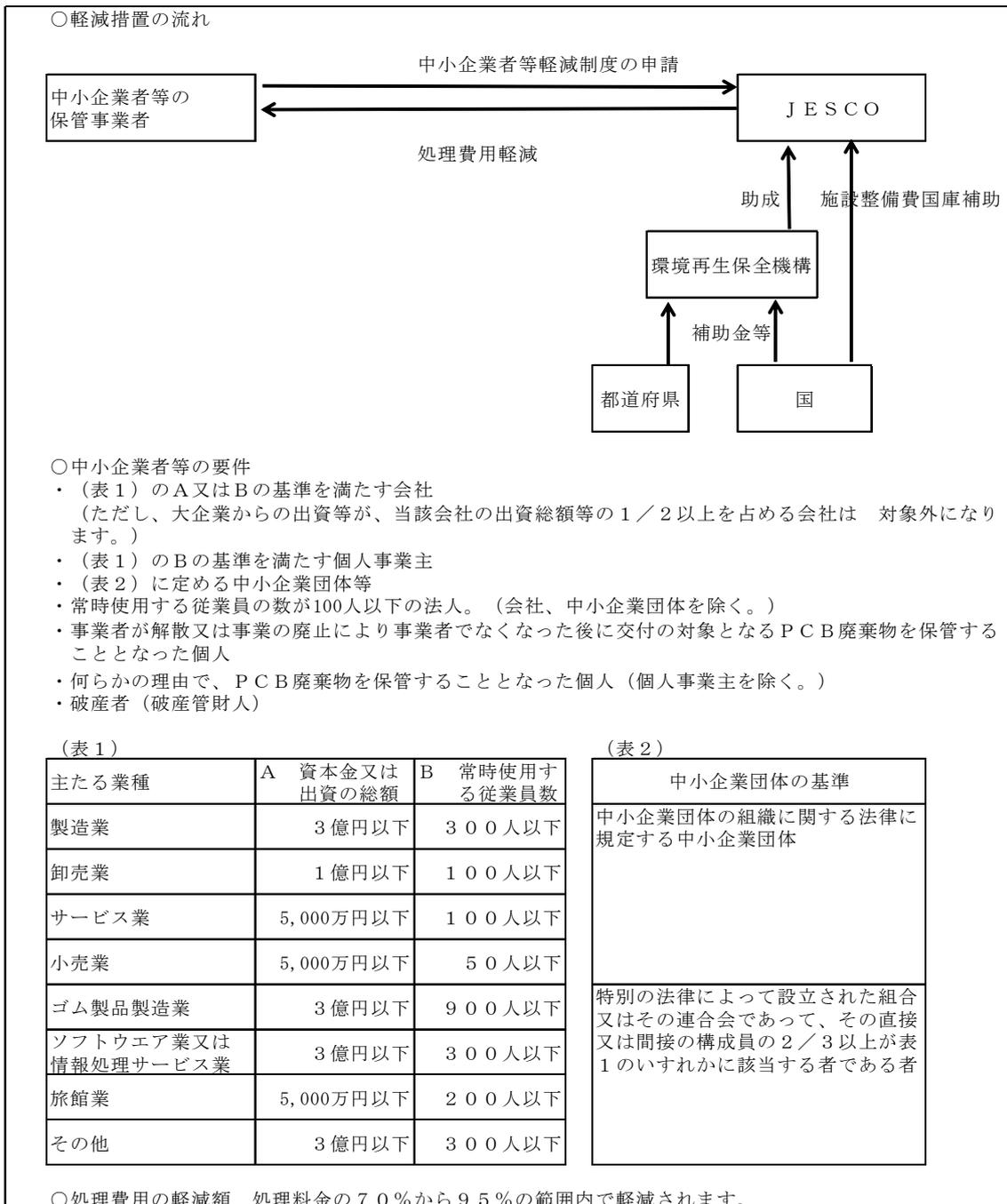
しかしながら、P C B廃棄物の処理は、高度な技術と多額な設備投資が必要であることから、その処理費用は高額となり、中小企業者等にとっては、経済的に大きな負担となります。

このため、国、都道府県からの出資金からなる「P C B廃棄物処理基金」を独立行政法人環境再生保全機構に設置し、中小企業者等が高濃度P C B廃棄物を北九州事業所の拠点的広域処理施設で処理をする場合に、処理費用の一部を助成することとしています。

本県も、平成13年度よりこの基金に拠出しており、中小企業者等への周知を図るとともに、P C B廃棄物の早期処理を促進していきます。

なお、中小企業者の要件については、次ページ概要中の表を参照してください。

<中小企業者等の処理費用軽減についての概要>



<分割払い制度の概要>

平成27年4月よりJESCOにおいて、以下のとおり分割払い制度を開始しており、平成28年から制度が拡充されています。

概要：希望する者が申し込み、信販会社が審査を行う。信販会社の承認を経て、契約を締結し、搬入の翌月より支払い。

支払い：搬入の翌月に支払い開始。毎月払いで1、2、3、6、10、12、15、18、20、24、30、36回から選択。

その他条件等

- ・ 法人申込・・・代表者の連帯保証人が必要
- ・ 個人事業主・・・原則連帯保証人不要（但し審査の状況により必要）
- ・ 担保は不要

## 第5章 その他

### 第1 低濃度PCB廃棄物について

PCBを使用していないとされていたトランス等重電機器の一部に、微量のPCBに汚染された絶縁油が含まれていることが明らかになりました。

低濃度PCB廃棄物（注）についても、高濃度PCB廃棄物と同様に、県内における使用及び保管状況等の実態把握に努め、PCB特別措置法に基づく保管状況等の届出と適正な保管及び処分について周知・啓発を行ってまいります。

注）法制度上の定義はありませんが、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」では低濃度PCB廃棄物を次の①及び②と定義づけています。

#### ①微量PCB汚染廃電気機器等

PCB使用していないとする電気機器等であって、微量のPCBに汚染された絶縁油に由来するもの

#### ②低濃度PCB含有廃棄物

高濃度のPCBに由来するPCB廃棄物のうち、PCB濃度が100,000mg/kg以下の汚泥、紙くず、木くず、繊維くず及び廃プラスチック類、並びにPCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB含有廃油、金属くず等及びPCB処理物

### 第2 PCBが使用された部品を含む廃家電製品について

一般家庭で使用される家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジの中には、PCBを含む部品を使用したものがあります。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法。平成10年法律第97号。）の対象となるテレビ及びルームクーラーについては、製造業者においてPCB使用部品の取り外しが行われていますが、電子レンジを市町村が処理を行う場合、当該家電製品の製造者にその取り外しを依頼するなど、PCB使用部品の取扱いに十分留意する必要があることから、その周知、徹底を図ります。

参考 用語の解説

用語	解説
P C B	<p>Polychlorinated biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称で、工業的に合成された化合物であり、熱で分解しにくい、電気絶縁性が高く、燃えにくいなど化学的に安定している性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途に使われてきました。</p> <p>一方、難分解性から、広範に環境中に残留していることが知られており、また、脂肪に溶けやすいことから、慢性的な摂取により人の健康を害することが報告されています。症状としては、皮膚障害や肝機能障害などの内臓障害、ホルモン異常などが確認されています。</p>
トランス	<p>変圧器。発電所から送られてくる電気の電圧を変える装置であり、内部は絶縁油で満たされています。この絶縁油に P C B を使用していたものがあります。</p>
コンデンサ	<p>蓄電器。電気を一時的に蓄える効果を持つ装置であり、内部は絶縁油で満たされています。この絶縁油に P C B を使用していたものがあります。</p>
高圧トランス (低圧トランス)	<p>環境省の P C B 廃棄物の定義では、受電電圧が交流では 6 0 0 V を超え、直流では 7 5 0 V を超える電力用トランスを高圧トランスとし、それ以下を低圧トランスとしています。</p>
高圧コンデンサ (低圧コンデンサ)	<p>環境省の P C B 廃棄物の定義では、受電電圧が交流では 6 0 0 V を超え、直流では 7 5 0 V を超える電力用コンデンサを高圧コンデンサとし、それ以下を低圧コンデンサとしています。</p>
柱上トランス	<p>電柱上に設置するトランスであって、高電圧を家庭用電圧に変える装置です。</p>
安定器	<p>蛍光灯を安定して点灯させるための機器のことであり、昭和 4 7 年以前に製造された業務用・施設用蛍光灯などに用いられた安定器の中には、内部のコンデンサに絶縁油として P C B を使用していたものがあります。なお、家庭用の蛍光灯には使われていません。</p>

高知県林業振興・環境部環境対策課

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 電話 088-821-4523

ホームページアドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/>

<その他主な連絡先>

○高知市環境部廃棄物対策課 電話 088-823-9427

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

北九州処理事業所営業課 大阪駐在 電話 06-6575-5580